

拠出型企業年金保険

ご加入のおすすめ

経営者年金共済制度



将来を見つめることが**確**かな**ゆとり**に！！



会員事業所のみなさまへ

この経営者年金共済制度は、浜松商工ゆとりのある生活を送っていただくため、毎月計画的に積み立てることによって、事業の諸準備にも利用できる制度で、

制度の特色

- ① 経営者の方々の退職慰労金・事業の諸準備・老後の生活保障等の将来設計を容易に立てることができます。
- ② 掛金は取扱金融機関の口座より自動的に振替えますので便利です。
- ③ 簡単な手続きでご加入いただけます。

制度の内容

● 加入資格

商工会議所会員の個人事業主およびその家族従業員と法人の役員および幹部従業員で、14歳7ヵ月以上75歳6ヵ月以下の方。ただし、現在健康で正常に就業されている方に限ります。(満80歳まで継続いただけます。)
当所を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入を継続できませんので、すみやかに脱退手続きをお取りください。

● 掛 金

月額掛金 …………… 1口：5,000円から80口：400,000円まで (掛金には3%の制度運営事務費が含まれています。)

加入口数 …………… 1人、1口から80口まで (ご加入後であっても、80口:400,000円を限度として増減口することができます。)
減口部分の積立金は、脱退されたものとしてお支払いします。なお、減口される場合は次の事由に該当した場合に限ります。
① 災害 ② 疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む) ③ 住宅の取得 ④ 教育(親族の教育を含む)
⑤ 結婚(親族の結婚を含む) ⑥ 債務の弁済

● 掛金負担者および受取人

掛金負担者は会員事業所の個人事業主または法人となり、受取人は掛金負担者となります。

● 効力発生日 (新規および追加加入・増口)

毎月20日までにお申込みのあった分については、翌々月1日から効力が発生します。
毎月21日以降月末までにお申込みのあった分については、翌々々月1日から効力が発生します。

● 掛金のお払込み

掛金は、取扱金融機関の口座より、毎月自動的に振替えられますのでお手間はかかりません。
(口座振替日は毎月22日。ただし、休日の場合は翌営業日。)

(注1) ご加入後、口座振替ができなかった場合は翌月に2ヵ月分振替えさせていただきますが、さらに口座振替ができなかった場合は加入不成立または脱退としてお取扱いします。

(注2) お申込み後、金融機関口座に変更があった場合は、すみやかに浜松商工会議所会員共済課にご連絡のうえ変更の手続きをしてください。

● 給付の種類および請求手続き (重複しては支払われません。)

ご加入者が退職(脱退)して給付金を受けようとするときは、所定の書類によって請求してください。
(給付金の請求書を受理してから送金するまでに約3週間かかりますので、お早めにお手続きをお願いします。)

脱退一時金 …………… 加入者が脱退・退職されたとき、お支払いします。

年金(10年確定年金) …… 加入者が加入期間5年以上で脱退されたとき、加入者の生死にかかわらず10年間お支払いします。
●ご希望により将来の年金支払に代えて、一時金での支払もお取扱いします。
●年金月額が20,000円未満の場合は、一時金でお支払いします。

遺族一時金 …………… 加入者が掛金払込期間中に死亡されたとき、掛金1口につき10,000円を脱退一時金に加算してお支払いします。
(ただし、遺族加算の最高額は500,000円を限度とします。)

● 遺族一時金受取人

掛金負担者である加入者本人が死亡されたときの受取人は、労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族補償の順位によります。

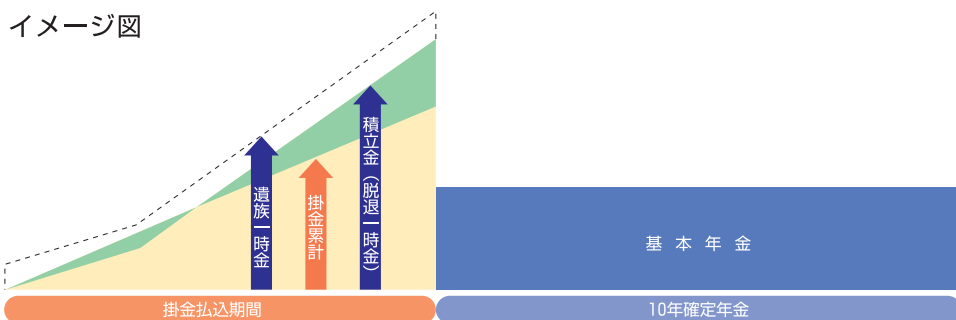
● 加入者証の発行

ご加入者に対しては、「加入者証」を発行します。

工会議所会員事業所の事業主・役員のみなさまが老後を迎えたときに、
ための積立年金制度です。

退職時にはまとまった金額となり、退職慰労金ということばかりでなく、
、すぐれた特色を備えております。 (制度発足日 昭和47年4月1日)

制度のしくみ



※毎年の契約応当日（4月1日）に配当金が発生した場合、積立金（脱退一時金）に充当されます。
※年金受給開始後の配当金が発生した場合、増加年金が配当金で買増されます。

給付額試算表

積立金額および開始時年金月額

(月払掛金2口10,000円の場合)

加入期間	掛金累計	積立金額 (脱退一時金)	遺族一時金	開始時年金月額
1年	120,000円	約114,800円	約134,800円	約—————
2	240,000	230,860	250,860	—————
3	360,000	348,180	368,180	—————
4	480,000	466,780	486,780	—————
5	600,000	586,640	606,640	(5,140円)
6	720,000	707,820	727,820	(6,200)
7	840,000	830,320	850,320	(7,260)
8	960,000	954,120	974,120	(8,360)
9	1,080,000	1,079,280	1,099,280	(9,440)
10	1,200,000	1,205,800	1,225,800	(10,560)
15	1,800,000	1,859,220	1,879,220	(16,300)
20	2,400,000	2,548,820	2,568,820	22,340
25	3,000,000	3,276,620	3,296,620	28,720
30	3,600,000	4,044,720	4,064,720	35,460

(注) 1. **試算額は変動(増減)します。**

給付額試算表の金額は次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- (1) 掛金は7,000口を常に維持していること。
- (2) 加入者全員の掛金が毎月1日に入金されたものであること。
- (3) 給付額試算表の積立金額は、各委託保険会社の予定利率および委託割合(平成17年10月現在)に基づき計算しております。予定利率、委託保険会社および委託割合については、将来変更されることがあります。

2. 加入後一定の期間は、脱退一時金が掛金累計を下回ります。

参考資料

税法上のお取扱い

※記載の税務取扱は平成17年10月現在の税制にもとづくものです。
今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

●掛金を法人が負担した場合

- 掛金は預貯金と同じく資産勘定に計上してください。(損金、必要経費とはなりません。)
受取人は法人となり、法人が受けた給付金は、退職一時金・退職年金として加入者に支払ったときに損金となります。

【仕訳例】	借方	貸方
	保険料積立金 〇〇〇	預金 〇〇〇

- 配当金は通知を受けた事業年度の益金に計上します。(法人税個別通達直審4-19)
具体的には、当年度の配当金を雑収入に計上し、同額を保険料積立金として資産に計上します。

【仕訳例】	借方	貸方
	保険料積立金 〇〇〇	雑収入(配当金) 〇〇〇

- 給付金を受入れたときは反対の仕訳をし、給付金額と帳簿上の保険料積立金の累計額との差額は雑収入として計上します。

【仕訳例】	借方	貸方
	預金 〇〇〇	保険料積立金 〇〇〇 雑収入 〇〇〇

●掛金を加入者自身が負担した場合(個人事業主が本人負担で加入した場合も含まれます。)

- ①掛金…掛金から制度運営事務費を控除した額が、一般の生命保険料控除の対象となります。(所得税法第76条)
- ②年金…雑所得となります。(所得税法第35条、同法施行令第183条)
- ③脱退一時金…一時所得となります。(所得税法第34条、同法施行令第183条)
- ④遺族一時金…相続税の対象となりますが、法定相続人数×500万円までの範囲内は非課税です。(相続税法第3条・第12条)

掛金取扱金融機関

みずほ銀行 愛知銀行
みずほコーポレート銀行 名古屋銀行
りそな銀行 三菱信託銀行
UFJ銀行 みずほ信託銀行
三井住友銀行 静岡中央銀行
静岡銀行 浜松信用金庫
スルガ銀行 磐田信用金庫
清水銀行 遠州信用金庫

※金融機関名は、平成17年10月現在のものです。

委託保険会社および委託割合

※下記の委託保険会社は各加入者の加入金額のうち、それぞれの委託割合による保険契約上の責任を負います。また、委託保険会社および委託割合は変更することがあります。(下記記載の委託保険会社および委託割合は平成17年10月現在のものです。)なお、各委託保険会社の実績等により、給付金支払の委託割合が下記の委託割合と異なることがあります。

大同生命保険株式会社……(78.29%)	第一生命保険相互会社……(3.71%)
(事務幹事会社)	富国生命保険相互会社……(2.81%)
アクサ生命保険株式会社……(7.47%)	三井生命保険株式会社……(4.53%)
住友生命保険相互会社……(3.19%)	事務委託会社 日本システム収納株式会社

●ご加入にあたっての重要事項

※委託保険会社各社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など将来の予見し得ない事情の変更により特に必要と判断した場合、予定利率を変更することがあります。

※委託保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険料積立金(脱退一時金)・年金等の金額が削減されることがあります。

※委託保険会社各社は生命保険契約者保護機構に加入しております。委託保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、保険料積立金(脱退一時金)・年金等の金額が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

※当制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

●個人情報に関するお知らせ

本会議所は、当制度の運営において取得する個人情報(被保険者の氏名、性別、生年月日等および事業主の氏名、住所、口座情報等)を当制度の事務手続き、各種サービスの案内・提供のために利用します。また、委託保険会社および事務委託会社へ提供します。

委託保険会社は、受領した個人情報を各種保険契約の引受け、継続・維持管理、一時金・年金等の支払、その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用し、本会議所および他の委託保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

事務委託会社は、受領した個人情報を口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、本会議所、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報取り扱い扱われます。

委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

ご契約の際には「経営者年金共済制度のしおり」を必ずごらんください。

このしおりはご契約に伴う大切なことがらを記載したもので、「制度の内容」「掛金の取扱い」「脱退等の手続き」などご契約者に必要な事項について説明しています。

この制度についてのお問い合わせは

浜松商工会議所 会員共済課

〒432-8501 浜松市中区東伊場2-7-1 TEL452-1113 FAX459-3535
【URL】 <http://www.hamamatsu-cci.or.jp/kyosai/>
【E-mail】 kaiin@hamamatsu-cci.or.jp

担当会社・推進員名